

愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書 記載要領

1 申請書の記入例について

愛媛県総合科学博物館所蔵の資料を閲覧、複写、撮影、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載（以下、「特別利用」という。）を希望される場合は、申請書を提出してください。

申請書の提出にあたっては、申請者によって留意いただく点が異なりますので、以下の各頁の記入例等をご参照下さい。

申請者の種別		記入例等
個人の方		P 2
非営利法人・団体の方	公益法人等(財団法人、学校法人等)、NPO、営利を目的としない任意団体等	
営利事業者の方	株式会社、有限会社、個人事業者 等	P 4
公共団体	地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、日本放送協会(子会社除く)等	P 6
博物館等	博物館・美術館・資料館等 (博物館等の指定管理者、展覧会実行委員会等を含む)	P 7

2 特別利用について

特別利用の際は原則として担当の学芸員が立会い、博物館資料によっては資料所有者の事前承諾を要する場合、資料の管理上やむをえず特別利用を制限している場合、また一度に大量の申請があったときは対応可能なものから順次特別利用に供する場合がありますので、事前に博物館の担当窓口とご相談ください。

なお、資料の取扱いにあたり、P10の通り要綱を設けておりますのでご了承ください。

3 特別利用料の納入及びその減免について

管理規則第3条により、営利を目的とした特別利用をしようとする方からは、特別利用に係る使用料(以下、「特別利用料」という。)を以下のとおり納入いただくこととなりました。
(非営利利用の場合は、無料でご利用いただけます)

利用区分	特別利用料	
閲覧	1点1回	550円
模写・模造	1点1回	5,500円
撮影・複写	1点1回	5,500円
原版使用	1点1回	5,500円

なお、営利を目的とする特別利用であっても、特に必要と認める場合は特別利用料が免除されます(詳しくは、[P 9](#)をご覧ください)。

①個人の方、非営利法人・団体の方の申請

愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書

××年 ×月 ×日

愛媛県総合科学博物館長 様

住所（団体にあつては、所在地）

愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇

申請者 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

愛媛〇〇〇〇研究会

会長 愛媛 太郎

電話番号 0××-000-0000

	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法	昆虫標本	5	撮影・掲載 博物館資料のフィルム又は画像データの利用を希望する場合は、その旨を記入
特別利用の日時	××年×月×日 13:00～		
特別利用の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 営利	会報『愛媛県の〇〇』××号に掲載のため 発行予定：××年×月 300部	
個人・非営利団体の利用でも、販売収入等が発生する事業に用いる場合は、「営利」にチェック ⇒詳しくは次ページ		利用する刊行物名（イベント名）等を記載 発行時期、部数等を具体的に 販売・入場有料の場合は価格も記入	
利用責任者	氏 名 事務局 愛媛 花子	電 話 番 号 090-0000-0000	
	住所又は連絡先 同 上	<input checked="" type="checkbox"/> 特別利用の詳細を確認可能な担当者の氏名・連絡先	F A X 番 号 0××-000-001
注意 1 特別利用の方法は、次のとおりです。 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載 2 特別利用に係る博物館資料等が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。			

注1 特別利用の目的の欄は、該当する口の中にL印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

<注意事項>

○特別利用の目的

個人又は非営利団体等の利用にあたり、以下の場合は「営利」にレ印を入れてください。

- ・当該個人・団体に、刊行物等の販売収入が発生する事業
- ・展示会等で、入場料収入等が発生する事業

確認したい場合は、事前に担当窓口（学芸課 電話 0897-40-4100）までご連絡下さい。

- ・利用しようとする目的が、営利目的にあたるかどうか、
- ・営利目的であっても減免の要件に該当するかどうか

営利を目的とする特別利用であっても、特に必要と認められた場合、特別利用料が免除されることがあります。詳しくはP9をご覧ください。

- ・教育、学術上の調査研究又は啓発のために行う者で、特に必要と認められた者
- ・博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的とする者等

※愛媛県総合科学博物館資料特別利用取扱要綱第6条に基づき、虚偽の申請を行った場合、当該特別利用の許可を取り消し、新たな特別利用の申請を許可しないことがあります。

②営利事業者の方の申請

愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書

××年 ×月 ×日

愛媛県総合科学博物館長 様

住所（団体にあつては、所在地）

愛媛県〇〇市〇〇町〇—〇

申請者 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇出版

代表取締役 愛媛 太郎

電話番号 〇××-000-0000

	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法	昆虫標本	5	撮影・掲載 博物館資料のフィルム又は画像データを利用する場合は、その旨を記入
特別利用の日時	××年×月×日 13:00～		
特別利用の目的	<input type="checkbox"/> 非営利 <input checked="" type="checkbox"/> 営利	刊行物『愛媛の昆虫』（仮）に昆虫の記事を掲載するため 発行部数：2,000部 価格：1,200円 発行予定：xx年x月 刊行物名、目的、発行部数、価格、発行予定日等を具体的に記載	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>営利事業者の方は、事業が有料か無料かに係らず「営利」にチェック</p> <p>⇒詳しくは次ページ</p> </div>			
利用責任者	氏 名	電話 番 号	
	住所又は連絡先	F A X 番 号	
	第二編集部 愛媛 花子	090-0000-0000	
	同上	0××-000-001	
注意 1 特別利用の方法は、次のとおりです。 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載 2 特別利用に係る博物館資料等が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。			

注1 特別利用の目的の欄は、該当する□の中に✓印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

<注意事項>

○特別利用の目的

営利事業者の方の利用の場合、当該事業の内容（有料か無料か）を問わず、特別利用の目的欄の「営利」にレ印を入れてください。

営利を目的とする特別利用であっても、館長が特に必要と認めた場合、特別利用料が減免されることがあります。詳しくはP9をご覧ください。

利用目的が、減免の要件に該当するかどうか確認したい場合は、事前に担当窓口（学芸課 電話 0897-40-4100）までご連絡下さい。

- ・教育、学術上の調査研究又は啓発のために行う者で、特に認めた者
- ・博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的とする者
- ・その他、必要と認める場合

③公共団体の利用

愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書

××年 ×月 ×日

愛媛県総合科学博物館長 様

住所（団体にあっては、所在地）

愛媛県〇〇市〇〇町〇—〇

申請者 氏名（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇市教育委員会

教育長 愛媛 次郎

電話番号 0××-000-0000

	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法	昆虫標本	1	撮影・掲載 博物館資料のフィルム又は画像データを利用する場合は、その旨を記入
特別利用の日時	××年×月×日 13:00～		
特別利用の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 営利	広報『〇〇市の自然科学』（仮）に市域の自然環境状況を掲載のため 発行予定：××年×月 刊行物名、目的、予定日等を具体的に記載	
利用責任者	氏 名 〇〇課 〇〇係 主任 愛媛 花子	電 話 番 号 090-0000-0000	
	住所又は連絡先 同 上	特別利用の詳細を確認可能な担当者の部署・連絡先	F A X 番 号 089-000-001
注意 1 特別利用の方法は、次のとおりです。 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載 2 特別利用に係る博物館資料等が寄託されたものであるときは、その寄託者の承諾書を添付してください。			

注1 特別利用の目的の欄は、該当する□の中にL印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

④博物館・美術館等（指定管理者・実行委員会等を含む）の申請

愛媛県総合科学博物館資料特別利用許可申請書

××年 ×月 ×日

愛媛県総合科学博物館長 様

住所（団体にあつては、所在地）

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

申請者 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇〇〇博物館

館長 愛媛 太郎

電話番号 0××-000-0000

	名 称	規 格 数 量 等	利 用 の 方 法
特別利用に係る博物館資料及び特別利用の方法	昆虫標本	5	<p>撮影 展示・掲載</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">博物館のフィルム 又は画像データを利用する場合は、 その旨を記入</p> </div>
特別利用の日時	<p>撮影：××年×月×日 13:00 展示：××年×月×日～××年×月×日（××日間）</p>		
特別利用の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 営利	<p>企画展『〇〇〇〇』（仮）への出展及び 企画展図録への掲載のため（博物館利用）</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">展示会名、期間等を記載 （展示会の場合、別途開催要領を添付）</p> </div>	
利用責任者	<p>氏 名 学芸員 愛媛 花子</p> <p>住所又は 連絡先 同 上</p>	<p>電 話 番 号 090-0000-0000</p> <p>F A X 番 号 0××-000-001</p>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">特別利用の詳細を 確認可能な担当学 芸員等の連絡先</p> </div>
<p>注意 1 特別利用の方法は、次のとおりです。 閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは 刊行物への掲載</p> <p>2 特別利用に係る博物館資料等が寄託されたものであるときは、その 寄託者の承諾書を添付してください。</p>			

注1 特別利用の目的の欄は、該当する□の中に✓印を付するとともに、特別利用の目的を具体的に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

<注意事項>

○特別利用の目的

区 分	対 応
<ul style="list-style-type: none">・ 公立博物館・美術館（直営施設）・ 非営利法人・団体が運営する博物館・美術館が実施する、<u>無料</u>の事業	特別利用の目的欄の「非営利」にレ印を入れてください。
<ul style="list-style-type: none">・ 非営利法人・団体が運営する博物館・美術館が実施する、<u>有料</u>の事業・ 営利事業者が運営する博物館・美術館・ 営利事業者である指定管理者・ 営利事業者を含む展覧会実行委員会	特別利用の目的欄の「営利」にレ印を入れてください。

営利を目的とする特別利用であっても、博物館等の事業に用いることを目的とする特別利用は、原則として特別利用料が免除されます。詳しくはP 9をご覧ください。

営利目的の特別利用に係る特別利用料の減免について

1 特別利用料の免除

営利を目的とする特別利用の場合、特別利用料の納入が必要ですが、愛媛県総合科学博物館管理規則第4条及び特別利用料減免に関する取扱要綱に基づき、以下の利用については、必要と認め、特別利用料を減免します。

利用しようとする目的が、免除にあたるかどうか確認したい場合は、事前に担当窓口（学芸課 0897-40-4100）とご相談下さい。

項目	具 体 例	減 免 の 額
科学技術に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの	・ 学術刊行物への掲載 【学術利用】	全額免除
	・ 教科書への掲載 【教科書利用】	全額免除
	・ 他の博物館等における事業のため用いるとき。 【博物館等利用】	全額免除
博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合科学博物館を紹介する記事等への掲載 ・ 総合科学博物館の事業等を紹介する記事等への掲載 【広報利用】	全額免除
前項に定めるもののほか、必要と認めるとき	・ 博物館類似施設、各種展示会で使用するとき。	全額免除 又は一部減額 (個々の事例ごとに、館長が定める。)
	・ 私企業が、地域貢献のため <u>参加費無料</u> で行う催しに利用するとき。	
	・ 愛媛県又は愛媛県教育委員会が協力する事業のため利用するとき。	
	・ その他、他の申請者との間の均衡を失しない範囲内で、館長が特に必要と認めた特別利用	

「その他、館長が特に必要と認めた特別利用」は、例えば、以下のような場合を想定していますが、免除の可否や減免の額は、個々の事例ごとに、館長が決定することとなります。

(例)

- ・ 当該資料の寄贈者・寄託者の方が利用するとき。
- ・ 収入を得る事業であっても、採算が度外視されていることが明らかなとき。

愛媛県総合科学博物館資料特別利用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第2項の規定に基づき、愛媛県総合科学博物館（以下、「博物館」という。）の資料（以下、「博物館資料」という。）の特別利用について、博物館資料の取扱等の必要な事項を定めるものである。

(特別利用の制限)

第2条 愛媛県総合科学博物館長（以下、「館長」という。）は、次にあげる博物館資料の特別利用を制限することができる。

- 1 損傷の恐れのあるもの
- 2 整理中のもの
- 3 寄贈及び寄託を受けた資料のうち、特別利用について寄贈者、寄託者と特約があるもの
- 4 その他館長が必要と認めるもの

(特別利用の場所)

第3条 博物館資料の特別利用は、閲覧室で行わなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、職員が指示するところで、行うことができる。

(特別利用の基準)

第4条 博物館資料を特別利用するものは、以下の行為を遵守しなければならない。

- 1 筆記用具は鉛筆に限ること。
- 2 博物館資料に字・線等の書き込みをしないこと。
- 3 博物館資料の取り扱いは慎重に行い、万一破損した場合は、職員に申し出ること。
- 4 博物館資料の利用の内容により人権を侵害しないよう配慮すること。
- 5 博物館資料の複写・撮影は、原則として写真撮影によることとし、当該複写、撮影等をしようとするものが持参した写真機で自ら行うこと。
- 6 申請の目的以外には、特別利用により得たものを使用しないこと。
- 7 博物館資料を展示若しくは刊行物へ掲載する場合は、当該博物館資料が愛媛県総合科学博物館所蔵であることを明示すること。
- 8 博物館資料を刊行物へ掲載した場合は、掲載物2部を博物館に寄贈すること。
- 9 博物館資料の撮影にあたり、博物館が当該資料の写真原版又は電磁的記録を所蔵していない場合は、写真原版1部又は電磁的記録を博物館に寄贈すること。
- 10 そのほか職員の指示に従うこと。

(許可の取消)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき
- (2) 第4条の基準に該当しなくなったとき
- (3) その他、承認することが不適当となったとき

(その他)

第6条 館長は、前条の規定により許可を取り消した者に対しては、新たな特別利用を許可しないことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

愛媛県総合科学博物館資料特別利用料減免に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県総合科学博物館管理規則（以下「規則」という。）第6条及び愛媛県総合科学博物館処務規程第5条の規定に基づき、愛媛県総合科学博物館（以下「博物館」という。）の博物館資料の特別利用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 規則第6条第1項第1号に基づき、愛媛県総合科学博物館長（以下「館長」という。）が特別利用料を免除する者は、次のとおりとする。

- (1) 学術刊行物への掲載のため特別利用をするもの
- (2) 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書をいう。）への掲載のため特別利用をするもの
- (3) 博物館等（博物館法第2条に規定する博物館及び第29条に規定する博物館相当施設）における事業のため特別利用をするもの

2 規則第6条第2項に基づき、館長が特別利用料を免除又はその一部を減額する者は、次のとおりとし、減免の額は、その都度館長が定める。

- (1) 愛媛県及び愛媛県教育委員会が協力する事業に用いるため特別利用をするもの
- (2) 博物館類似施設（博物館と同種の事業を行う施設）での事業に用いるため特別利用をするもの
- (3) その他必要と認めるもの

(減免手続)

第3条 館長は、特別利用料の減免が適当と認めたときは、特別利用料の減免を決定するものとする。

(減免の取消)

第4条 館長は、次のいずれかに該当する場合は、減免を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき
- (2) 第2条の承認基準に該当しなくなったとき
- (3) その他、承認することが不適當となったとき

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。